

6. イタリア

イタリアにおける WEEE、RoHS 実施の為の国内法は、は政令 2005 年 7 月 25 日 151 号 (Dlgs 151/2005、以下、『国内法』) と環境省令 2007 年 9 月 25 日 185 号 (dm 185/2007、以下、『環境省令』) で定められている。イタリア語で WEEE は「RAEE」となるため、固有名詞では「RAEE」が使用されている。

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

EU 指令と比較して国内法の方が厳しい点は特にない。分別回収、再利用の目標値に関して、イタリア国内法は EU 指令に準拠しているため、WEEE の国民 1 人当たり回収量は年間最低 4 kg で、再使用・リサイクル率 (項目 a~d) は EU 指令と同率となっている。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

国内法第 16 条 (罰則) で以下の通り定めている:

- ・ 流通業者が家庭用の新しい電気・電子機器の納入と引き換えに、使用済み WEEE を無料で引き取る義務を怠った場合、WEEE 1 台につき 150~400 ユーロの罰金が課せられる。
- ・ 製造者が WEEE の分別収集・処理・再生システムの構築義務を怠った場合、3 万~10 万ユーロの罰金が課せられる。
- ・ 製造者が電気・電子機器を上市する際に、その機器のリサイクルコストを計上する義務を怠った場合、上市する機器 1 台につき 200~1,000 ユーロの罰金が課せられる。
- ・ 製造者が電気・電子機器の使用説明書において、WEEE 分別回収システムの適用に関する告知義務を怠った場合、2,000~5,000 ユーロの罰金が課せられる。
- ・ 製造者が新たに電気・電子機器を上市してから 1 年以内に、同製品の部品、素材および含まれる危険物質などに関する情報 (機密情報を除く) を WEEE 再生・処理・リサイクル施設が自由に入手可能な状態にする義務を怠った場合、5000~3 万ユーロの罰金が課せられる。
- ・ 製造者が電気・電子機器を上市する際に、機器に【ごみ箱×】マークの表示義務を怠った場合、電気・電子機器 1 台につき 200~1,000 ユーロの罰金が課せられる。
- ・ 製造者が所管の商工会議所への「製造者登録」を行わずに製品を上市した場合、3 万~

10万ユーロの罰金が課せられる。

- ・ 製造者が1年間に上市および回収・リサイクルした製品の数量および種類の報告義務を怠った場合または報告内容に不備があった場合、2,000～2万ユーロの罰金が課せられる。

b. RoHS 罰則規定

国内法第16条（罰則）で以下の通り定めている：

- ・ 製造者が国内法第5条に定める特定有害物質（および今後の改訂を含む）を使用する製品を上市した場合、製品の販売停止および電気・電子機器1台につき50～500ユーロの罰金または台数にかかわらず3万～10万ユーロの罰金が課せられる。

c. WEEE 国内法違反の事例

主要コンソーシアムへのヒアリングによると、政府の準備遅れにより、WEEE回収システムを統括するはずの「監督・検査委員会」が機能していない状況であるため、コンソーシアムに参加していない製造者の動向や違反事例も把握不能とのこと。

d. RoHS 国内法違反の事例

イタリア電子・電気工業連盟（ANIE）によると、同連盟が把握している範囲では、現在までにRoHS国内法に違反した事例はない。EU域外からの輸入品に関しても同様となっている。仮に違反が発生した場合、官報で公示されるため確認可能。

ロンバルディア州税関事務所（ミラノ）へのヒアリングでは、ロンバルディア州でこれまでにRoHS違反を直接の原因とする対応事例は未確認とのことだった。（

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

通関時の具体的な確認方法に関してはANIEでも不明だが、担当は経済財政省下の財務警察（Guardia di Finanzia）に置かれている。

製品のRoHS適合検査は認可を受けたいいくつかの研究所で行われているが、時間およびコスト的にかかなり大きな負担となるため、製品・部品メーカーは財務警察からの確認や指摘を受けた場合にはじめて詳細な検査を実施するケースがほとんどである。このため、最終製品のメーカーは、部品サプライヤーから禁止物質の不使用と規定への適合に関する内容証明を取得し、これを信用することで対応しているというのが実情である。

a. 必要書類

ロンバルディア州税関事務所によると、通関時に特に必要な書類はない。

b. 税関での検査、確認方法

確認方法については RoHS 規制導入以前と以後とで変更されておらず、従来の検査方式に基づいて確認しているのみ。違反の疑いがある製品などについては詳しく調べることもある。

c. 検査にかかる期間、コスト

通関時の検査などにかかる輸出者・企業側によるコスト負担はない。検査用に製品サンプルを数個取ることがある。検査にかかる期間については不明。

d. RoHS 対応違反時の対応

税関で違反の疑いが持たれた場合は検査機関に送って検査を実施、違反が確認された場合、一般的には経済開発省に通告され、同省で内容確認のうえ、3 日以内に上市禁止命令が出される。3 日以内に回答が無い場合は税関から管轄の商工会議所に引き渡され、必要な検査を行うことになる。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況**① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関****a. 登録先**

電気・電子機器の「製造者」が製品を市場に出すためには、事前に「製造者登録」を行う必要がある（国内法第 14 条）。

製造者登録は、環境省下に設置される「監督・検査委員会（Comitato di vigilanza e di controllo）」が一括管理を行うことになっている（国内法第 15 条）（※2009 年 12 月時点で未設置）。

b. 登録方法

製造者登録の具体的な実施方法については環境省令 2007 年 9 月 25 日第 185 号で以下の通り定めている：

登録(第3条)

登録の窓口は、当該企業（製造者）の登記上の事務所を所轄する商工会議所（国内に拠点がない場合はイタリアにおける代理人となる者を所轄する商工会議所）だが、登録手続きはインターネット（www.registroaee.it）経由でのみ受け付ける。

イタリア市場で新たに業務を行おうとする製造者は、業務の開始前に登録しなければならない。また、コンソーシアム（Sistemi Collettivi 「集団対応システム」とよばれる）に参加する製造者は、ひとつまたは複数のコンソーシアムへ加入した後に、登録を行う。

主な登録内容は以下の通り：

- ・ 業務内容（製造、販売、輸入等の別；国内法第3条1項m）
- ・ 業種分類コード（ISTAT）
- ・ 前年に上市した機器の分類別（国内法別添1A、1B）の実数および重量（包装材、マニュアル、バッテリー等を除く）、またその家庭用・業務用の別
- ・ 組織・運営している WEEE 回収システムに関する情報およびその個別・集団の別
- ・ 他の EU 加盟国における製造者登録の有無
- ・ リサイクルのためのコストに関する情報
- ・ 参加するコンソーシアムの名前

など

登録完了後、各製造者に「登録番号（numero di iscrizione）」が商工会議所のシステム経由で交付される。製造者は、交付から30日以内にすべての商業文書に登録番号を明示しなければならない。

報告義務(第6条)

製造者登録をした製造者は、「監督・検査委員会」に対して、年1回の報告を行わなければならない（国内法第13条6,7項）。

報告は登録と同様インターネット経由で行われる。報告内容は、すべての分類別（国内法別添1A、1B）に、前年に上市した機器の実数および重量とその家庭用・業務用の別（照明機器除く）、前年に回収・再利用・リサイクルした WEEE の重量。後者については、コンソーシアムに参加している場合は、これが製造者に代わって報告を行う。

そのほか、現状での登録費用は合計 212.62 ユーロ。

② 民間コンソーシアムの有無と参加方法

製造者により構成される WEEE 回収のための民間コンソーシアム（集団対応システム）は、09 年 12 月時点で 15 団体ある。コンソーシアムごとに取り扱う WEEE カテゴリー（下記）が異なり、単一カテゴリーのみを扱うものと複数を対象とするものがある。製造者は、自社の製造品が含まれる WEEE カテゴリーの回収を行うコンソーシアムを 1 つまたは複数選択して参加することになる。

また、これらコンソーシアムにより「WEEE 調整センター（Centro di Coodinamento RAEE）」が組織されており（国内法第 13 条第 8 項、環境省令第 9 条）、組織間の調整と統括、回収システム全体の運営管理を行う。

<WEEE カテゴリー（環境省令別添 1）>

R1: 大型の冷却機類（冷蔵庫、冷凍庫、エアコンなど）

R2: その他大型家電製品（洗濯機、乾燥機、皿洗機、台所家電など）

R3: テレビおよびモニター

R4: その他家電製品（小型家電、情報通信機器、照明機器など）

R5: ランプ類

主な民間コンソーシアムの例は以下の通り（アルファベット順）:

ECODOM

住所: Corso Italia, 39 21047 Saronno (VA)

Tel: +39-02.92274600 Fax: +39- 02.92274601

Email: info@ecodom.it

URL: <http://www.ecodom.it>

2004 年設立。Indesit、Candy など国内の大型家電メーカーや Whirlpool、Miele などが参加。

主に R1、R2 を扱う。参加方法については上記連絡先へ問い合わせ。

ECOLAMP

住所: Via Traiano, 7 20149 Milano

Tel: +39- 02.37052936/7 Fax: +39- 02.37052935

Email: ecolamp@ecolamp.it

URL: <http://www.ecolamp.it>

照明機器・ランプ類専門 (R4、R5) のコンソーシアム。GE、Filometallica などが 2004 年に設立。ウェブサイトはイタリア語のみ。メールまたは電話で申し込み書類を請求する。

ERP Italia

住所: Viale Assunta, 101 20063 Cernusco sul Naviglio (MI)

Tel: +39-02.92147479 Fax: +39-02.92147917

Email: italy@erp-recycling.org (www.erp-recycling.it)

European Recycling Platform のイタリアにおける組織。2006 年設立。全カテゴリーの WEEE を扱う。欧州サイト (www.erp-recycling.org) 経由で申し込み。

RAECYCLE

住所: Via Aldo Moro, 10 25124 Brescia

Tel: +39-02.47950790 Fax: +39-02.45503700

Email: info@raecycle.it

URL: <http://www.raecycle.it>

2006 年設立。全カテゴリーの WEEE および家庭用・産業用の両方を取り扱う。ウェブサイトの英語ページから申し込み様式をダウンロードまたはメール info@raecycle.eu で問い合わせ。

REMEDIA

住所: Corso Sempione, 41 20145 Milano

Tel: +39- 02.34594611 Fax: +39- 02.34594626

Email: info@consorzioimedia.it

URL: <http://www.consorzioimedia.it>

欧州、日系の電気・電子機器メーカーなどが多数加盟。2005 年設立。全カテゴリーの WEEE および家庭用・産業用の両方を取り扱う。ウェブサイト (英語) からアプリケーションフォーム入手可能。

③ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

国内法発効 (05 年 8 月 13 日) 以前に上市された製品 (旧製品) で家庭用の WEEE の回収・リサイクル処理にかかる費用は、製造者が市場シェアに応じて負担することになって

いる。

製造者は(参加するコンソーシアムを通じて)、新製品の販売価格と別に明示する形で(価格に含めることも可能)、大型家電は13年2月13日まで、その他製品は11年の同日まで、消費者からその費用の負担を求めることができる(国内法10条)。

イタリアのビジブルフィー(VF)は「Eco-contributo RAEE」とよばれ、製品1単位ごとに設定される。金額体系はコンソーシアムごとに異なる。

図表 17 Eco-contributo の金額体系

(単位:ユーロ)

冷却装置(冷蔵庫、冷凍庫)	10.00
エアコン	5.00
湯沸かし器(30リットル未満)	0.00
湯沸かし器(30リットル以上)	4.00
洗濯機	3.00
乾燥機	3.00
皿洗い機	3.00
調理用オープンほか台所用機器	0.00
小型家電類	
2kg未満	0.20
2kg以上10kg未満	0.50
10kg以上	1.50

(注):VAT 込み

出所:ECODOM ウェブサイト資料を基にジェトロ作成

各団体の例

Ecodom :

URL: http://www.ecodom.it/eco_contributo_eng/importi.aspx

RAECycle :

URL: <http://www.raecycle.it/italian/tariffe.php>

ReMedia:

URL://www.consorzioremedia.it/2/distributori/eco-contributi-raee.html

なお、2009年11月時点で15にまで増加したコンソーシアム間では競合も生じているが、その影響により Eco-contributo の価格低減努力につながるなどのメリットも出ている。

インタビューした ECODOM の場合、08年から09年にかけて、冷蔵庫で16ユーロから10ユーロに、洗濯機で5ユーロから3ユーロに、台所機器は2ユーロから無料と改訂された。他のコンソーシアムでも同様の動きがみられる。

④ WEEE 回収率

WEEE 回収率は不明。政府の公式発表もなし。なお、2008年に回収された WEEE の総重量は6万5,713トンだったが、2009年は約18万トンと3倍近い増加が見込まれており（WEEE 調整センター、09年10月時点）、回収システムが機能していることがわかる。また、CODOM の Arienti 最高責任者は、民間コンソーシアムを取りまとめる「WEEE 調整センター」の会長も務めるが、同氏も「回収率はわからない」との回答だった。

「調整センター」の上部で WEEE 回収の実施状況全体を監視するはずの「監督・検査委員会」が、政府の対応遅れにより2009年11月時点でまだ設置されていないため、回収システムに参加していない製造業者の違反行為など、全体の状況を把握できていないことも要因と考えられる。

⑤ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

国内法（第6~9条）では、製造者は、「独自にまたは共同で」、WEEE 回収・リサイクルのシステムを構築することを義務付けているが、製造者が単独で WEEE 回収・処理ネットワークを全国均一に整備することは実質的にはほぼ不可能である。このため、民間コンソーシアムに参加して共同で行う方法が一般的である。

主要なコンソーシアムの1つである ECODOM に質問したところ、同団体の場合、製造者が負担するのは、コンソーシアムへの加入時に支払う参加費用だけとのこと。金額は、前年のイタリア国内における売上高に応じて、3万~10万ユーロを1度だけ支払う。このほかに定期的に発生する費用はなく、回収システムの運営に必要なプロセスはすべてこの参加費でコンソーシアム側が賄う。

回収システム以外の部分では、製造者は製造者登録を個別に行う必要があるため、この

分は別途コストが発生する。

上記はあくまで一例であり、負担内容、金額等は参加するコンソーシアムにより大きく異なる。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

コンソーシアムへの聞き取りによると以下の流れが一般的:

- ・ 自社製品の WEEE カテゴリーから、参加するコンソーシアムを選択
- ・ コンソーシアムへの加入後、製造者登録を行う（インターネット経由）
- ・ 登録番号の発効、商業文書への表示

（運搬～処理はコンソーシアムを通じて実施）

- ・ 家庭用 WEEE は自治体が運営する「収集センター」（エコ区画 *Isole Ecologiche* と呼ぶ）から回収、処理施設へ運搬
- ・ 産業用の WEEE は、新品の購入と引き換えに製造者またはコンソーシアムが仕様者（企業）のもとから直接回収、運搬
- ・ 自ら処理施設を保有しないコンソーシアムは、外部の処理会社へ入札にて処理を委託
- ・ 販売店から収集した *Eco-contributo* をコンソーシアム側に納付（毎月）
- ・ （翌年）前年の上市および回収した機器について報告（コンソーシアムが一括して報告）

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

イタリアでは、各コンソーシアムが WEEE を引取る「収集センター（エコ区画）」を、WEEE 調整センターが市場シェアに応じて厳格に振り分けて指定し、強力に規制しているため、英国のエビデンストレードのような取引権の売買によるコスト上昇のような問題は発生していない（ECODOM）とのこと。

そのほか、法律およびシステム整備上の問題点としては、政府（環境省）の準備が遅れていることにより、WEEE 関連法の適正な運用の監視を行う「監督・検査委員会」が機能していないことである。設立に関する省令はできているが、具体的な発足時期は 2009 年 11 月時点では未定とのこと。

このため、国内約 5,000 メーカーのうち WEEE 回収システムに参加していない企業がお

よそ 5%あるが、監視委員会の不在により、これら不参加企業による違反行為を誰もチェックできないという弊害が出ている。すべての売上票には製造者登録番号（numero di registro）が記載されており、回収システムの監視が容易に行える状況だが、肝心の監督機関が機能していないため意味がないことも問題である。

もうひとつは、家庭用 WEEE の「1 対 1 の引取り」の義務化が開始されていないことである。国内法では、流通業者は新しい電気・電子機器の購入と引き換えに、「古い」WEEE の無料回収を義務付けているが、これに関する実行法が未施行であるためだ。現状では、消費者は市の清掃会社等へ依頼するなど自分で WEEE のエコ区画（Isola Ecologica）への搬送手続きを行わなければならない。いずれの問題も、民間側の体制は順調に機能しているものの、政府の対応の遅さにより引き起こされているものである。

ANIE によると、RoHS に関しては、国内法第 5 条で禁止 6 物質を使用した製品の上市禁止、第 16 条で罰則を定めているのみで、それ以上の具体的な対処方針が示されていないことが根本的な問題となっている。特定の認証マークの貼付や製品検査の義務化などが確立されていないため、製造者側もどう対応すべきか戸惑いがある。WEEE と異なり、企業側の判断に委ねられている部分が大きく、当局によるコントロールが機能しているとはいえない。このため、税関としても RoHS への明確な対処方針を確立しているかどうかは不明との見方もある。

現在進められている EU 規定の改定（2010 年 6 月までに初案完成予定）では、使用禁止物質の対象拡大や CE マークの取り扱い等に関して修正が加えられる見込みとなっている。EU の各製造者は RoHS 対応の規格化が進むことには概ね好意的であるが、規制対象の拡大には警戒を示している。また、これによって税関の対応がどう変わってくるかに注目したいとしている。

③ 国内法対応の相談窓口情報

ECODOM によれば、WEEE の手続き等を専門に行うコンサル、弁護士事務所は公式には存在しないとのこと。

情報は必要に応じて電気・電子産業協会（ANIE）www.anie.it、家電輸入・製造者協会（ANDEC）www.andec.it に問い合わせる。

ANIE へヒアリングを行ったところ、同連盟でも RoHS 手続きに対応した法律事務所等

の情報はないとのこと。一方、同指令に関連した技術的な話や製品検査を行う認可を受けた研究所等の情報については、イタリア電気技術委員会（CEI）に問い合わせるのがよいとのことだった。

URL : <http://www.ceiuni.it/struttura/body-english-page.html>